

八千代市電子入札約款

(目的)

第1条 八千代市が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治令」という。）、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）、その他法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、八千代市競争入札参加資格者名簿に登載された者の代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え、変更又は撤回をすることができない。

5 入札参加者は、電子入札システムによる入札書の提出と併せ、当該入札書に記載した金額の内訳として、見積内訳書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札にあってはこの限りでない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札書受付締切予定日時までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期、取り止め等)

第6条 入札は、都合により延期し、又は取り止めることがある。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の疑義が生じ入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の延期、又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

4 入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取り止めることがある。

5 前各項の規定に基づく入札の延期又は取り止めに伴い入札参加者に発生した損害は、入札参加者の負担とする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く)

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 明らかに連合であると認められる入札

(5) 電子認証書を不正に使用した入札

(6) 再度入札における入札金額が初回の最低入札金額以上の入札

(7) 入札書に記載された金額と見積内訳書の金額に相違があり、重大かつ明白な不備がある入札

(8) 見積内訳書の提出のない入札 (ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札を除く)

(9) その他入札に関する条件に違反した者の入札

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した入札がないときは、再度入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表した場合においては、再度入札は行わない。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札を無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、初回の入札金額が最低制限価格を下回った者は参加できない。

(落札者の決定)

第9条 最低制限価格を設けている入札の場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない入札の場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、八千代市低入札価格調査実施要領に基づき落札者を決定するものとする。また、総合評価一般競争入札により執行した場合は、八千代市総合評価一般競争入札試行実施要領に基づき落札者を決定するものとする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を定める。

（落札者への通知）

第11条 第9条第1項及び前条第1項の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。

2 落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項に該当する場合において、当該落札者は、直ちに免税事業者届出書（八千代市入札約款第4号様式）を提出しなければならない。

（契約の締結）

第12条 落札者は、前条第1項の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

（契約保証金）

第13条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が八千代市財務規則第146条第2項又は第3項の規定に該当する場合においては、該当することが確認できる書類の提出をもってその全部又は一部を免除することができる。

（異議の申出）

第14条 入札参加者は、入札後、この約款、設計書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができない。

附 則

この約款は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この約款は、令和2年4月1日から施行する。